



## I 关于外商投资企业的分支机构

根据中国的法律规定，外商投资企业的分支机构可以分为经营性分支机构和非经营性分支机构两类。不论是经营性分支机构还是非经营性分支机构，都需单独办理核准机关的审批手续与工商行政管理部门的注册登记手续后，方可开展活动。

- 经营性分支机构，一般为分公司、经营部、分厂、销售部等从事经营活动的分支机构，其经营范围必须经公司授权并经相关的工商行政管理部门登记，并应当按照营业执照所规定的经营范围从事经营活动；
- 非经营性分支机构，一般为办事处、联络处等，可开展调查、联络、宣传等活动，它们只是公司的在外代表机构，不能直接从事经营活动，其一切活动均由公司授权。

## 二、最新的相关法律规定

2005年12月31日，中国国家工商行政管理总局发布《关于修改部分外商投资企业登记书式的通知》【工商外企字（2005）第213号】，对2004年08月06日《关于调整外商投资企业登记书式的通知》【工商外企字（2004）第122号】印发的《外商投资企业登记书式及规范要求》第二部分“外商投资企业以及港澳台商投资企业设立、变更、注销登记及备案”和第五部分“外商投资企业分支（办事）机构设立、变更、注销登记”进行了修改。

根据该通知的规定及律师与中国国家工商行政管理总局等政府主管部门相关官员的沟通意见，自2006年01月01日起，外商投资企业设立分支机构发生重大变化，外商投资企业设立分支机构的形式变更为以下两类：

## I 关于公司制外商投资企业

- 自2006年01月01日起，各级工商行政管理部门停止受理公司制外商投资企业申请设立非经营性分支机构的登记注册。公司制外商投资企业只允许以分公司的形式设立分支机构（相应的登记书式见附件）；
- 如果公司制外商投资企业仍需要在外省市开展“联络业务”等原来办事机构从事的活动，可在分公司的经营范围中增加“联络业务”等相关内容；
- 对于公司制外商投资企业已经设立的非经营

## I 外商投資企業の分支機構について

中国の法律の規定によると、外商投資企業の分支機構は經營的分支機構と非經營的分支機構の2タイプに分けられます。經營的分支機構も非經營的分支機構も、個別に認可機関での審査批准手続と工商行政管理部门での登録登記手続を行った後で、はじめて業務を展開することができます。

- 經營的分支機構とは、通常、分公司、經營部、分工場、販売部等が經營活動に従事する分支機構であり、その經營範圍は会社の授權を受け、關係する工商行政管理部门での登記を行わなければならない。また、營業許可証に規定する經營範圍に基づき經營活動を行わなければならない。
- 非經營的分支機構とは、通常、出張所、連絡所等であり、調査や連絡、宣伝等の活動を展開することができ、会社の在外代表機関であり、直接に經營活動に従事することはできず、そのすべての活動はいずれも会社に授權されるものであります。

## 二、最新の關係する法律の規定

2005年12月31日、中国国家工商行政管理総局は、「外商投資企業の登記書式の一部を改定することについての通知」【工商外企字（2005）第213号】を公布し、2004年8月6日付けの「外商投資企業登記書式を調整することについての通知」【工商外企字（2004）第122号】について印刷配布した「外商投資企業登記書式及び規範の要求」の第2番目の部分である「外商投資企業及び香港マカオ台湾の投資による企業の設立、変更、登記抹消及び届出」と第5番目の部分である「外商投資企業分支（事務）機構の設立、変更、登記抹消」について、改定を行いました。

当該通知での規定及び弁護士が中国国家工商行政管理総局等の政府主管部门の關係担当官と意見交換して入手した見解によると、2006年1月1日より、外商投資企業が分支機構を設立する上で重大な変更が生じることになり、外商投資企業が分支機構を設立する形式は以下の2類へと変更しました。

## I 会社制度を採用している外商投資企業（即ち、外商投資による会社）について

- 2006年1月1日より、各レベルでの工商行政管理部门は会社制度を採用している外商投資企業が非經營的分支機構の設立申請の登録登録の受理を停止しました。会社制度を採用している外商投資企業は分公司の形式でのみ分支機構を設立することが認められます。（係る登記書式は添付ファイルを参照ください）
- 会社制度を採用している外商投資企業が引き続き他の省や市で「連絡業務」等のもとと出

性分支机构，各级工商行政管理部门可能会适应该通知的变化陆续进行清理，予以废止。

#### I 关于非公司制外商投资企业

- 非公司制外商投资企业仍然允许设立经营性或非经营性的分支机构（相应的登记书式见附件）。

#### I 关于在上海市外高桥保税区内的外商投资企业

- 对于在保税区内公司制外商投资企业，适用前述《国家工商行政管理总局关于修改部分外商投资企业登记书式的通知》的相关规定。即：自 2006 年 01 月 01 日起，上海市外高桥保税区管理委员会经济贸易处停止受理外商投资的公司于保税区外设立非经营性分支机构的申请。保税区内公司制外商投资企业只允许以分公司的形式在保税区外设立分支机构，但分公司的经营范围不得超出总公司的经营范围；
- 公司制外商投资企业已经在保税区外设立的非经营性分支机构，仍然可以在该分支机构经核准的期限内存续，期满后不再延续。期满前，如果需要对已经设立的非经营分支机构进行变更，上海市工商行政管理局浦东新区外高桥保税区工商分局将及时通知保税区内设有非经营性分支机构的公司制外商投资企业，并告知变更方式。

#### 【特别提示】

考虑到该措施刚刚颁布，具体的实施还有一个相应的过程，所以不排除政府在最终操作时进行调整的可能性。

張所が従事していた業務を展開する必要がある場合には、分公司の経営範囲の中に「連絡業務」等の関係内容を追加することができません。

- 会社制度を採用している外商投資企業がすでに設立した非経営的分支機構について、各レベルでの工商行政管理部门は当該通知の変化に適応すべくこれらを次々と片付け、廃止していくと思われます。

#### I 会社制度を採用していない外商投資企業について

- 会社制度を採用していない外商投資企業については経営的又は非経営的分支機構(係る登記書式は添付ファイルを参照)の設立を認めます。
- 会社制度を採用していない外商投資企業が分支機構を設立する場合、「中華人民共和国企業法人登記管理条例」及びその実施細則と「中華人民共和国中外合作経営企業法」及びその実施細則の関係規定が適用となります。

#### I 上海市外高桥保税区内的外商投資企業について

- 保税区内の会社制度を採用している外商投資企業には、前述した「国家工商行政管理総局による外商投資企業の登記書式の一部を改定することについての通知」の関係規定が適用されます。即ち、2006 年 1 月 1 日より、上海市外高桥保税区管理委员会经济贸易处は外商投資による会社が保税区外に非経営的分支機構を設立する申請を受理することを停止しました。保税区内の会社制度を採用している外商投資企業は分公司の形式でのみ保税区外に分支機構を設立することを認められますが、分公司の経営範囲は本社の経営範囲を超えてはなりません。
- 会社制度を採用している外商投資企業がすでに保税区外に設立した非経営的分支機構は、引き続き当該分支機構が認可を受けた期間内において存続することができますが、期間が満了した後は更新できません。期間が満了する前において、すでに設立した非経営的分支機構について変更の必要があるとされた場合には、上海市工商行政管理局浦东新区外高桥保税区工商分局は保税区内の非経営的分支機構を設置している会社制度を採用している企業に対し随時通知するとともに、変更方式を告げます。

#### 【注意事項】

当該措置は公布されたばかりであることから、具体的な実施までには相応の過程があるため、政府が最終的な取扱を行う際に調整が行われる可能性も排除できません。

兹作如上简要介绍。如果有任何疑问和需要进一步分析、调查之处等，请与我们联系，谢谢。

## 2. 关于对外商投资企业设立分支机构事宜的跟踪情况说明

(2006年01月18日制作)

《国家工商行政管理总局关于修改部分外商投资企业登记书式的通知》【工商外企字(2005)第213号】发布后，许多外商投资企业对此予以高度重视。为此，律师也一直不断与相关政府主管部门进行沟通，以便及时掌握关于外商投资企业设立分支机构事宜的最新政策动态。

经律师与国家工商行政管理总局、上海市工商行政管理局等政府主管部门的进一步沟通，目前，关于公司制外商投资企业设立分支机构的有关事宜，工商行政管理部门内部仍处于意见沟通和协调统一阶段。律师最新确认的情况，简要通报如下：

- I 自2006年01月01日起，各级工商行政管理部门停止受理公司制外商投资企业（即外商投资的公司，包括保税区内的公司制外商投资企业，下同）申请设立非经营性分支机构的登记注册。对于公司制外商投资企业已经设立的非经营性分支机构，各级工商行政管理部门可能会适应新的变化陆续进行清理、并废止工商登记。
- I 至于公司制外商投资企业的非经营性分支机构今后是为法律所禁止、还是无需工商登记仍可继续存在，工商行政管理部门内部仍有意见分歧。目前的分歧有：一种意见认为，如果公司制外商投资企业设立非经营性分支机构，不从事经营活动，通常不予禁止，也无需办理工商登记；另一种意见则认为，公司制外商投资企业设立非经营性分支机构，没有法律依据，不论是否办理工商登记，都不允许再设立。律师认为，上述意见分歧目前仅代表部分主管官员的个人见解，工商行政管理部门尚未形成统一的规范性操作依据。

以上，简洁为您介绍させていただきます。本件につきまして何かご質問又は更なる分析や調査の必要な事項等ございましたら、当事務所までご連絡いただきたくお願い申し上げます。

## 2. 外商投資企業の分支機構設立に関する追跡状況についての説明

(2006年1月18日作成)

「国家工商行政管理总局による外商投資企業の登記書式の一部を改定することについての通知」【工商外企字(2005)第213号】の公布後、多くの外商投資企業が本件を重要視しています。このため、弁護士は、外商投資企業の分支機構設立についての最新の政策の動きを遅滞なく把握できるよう、絶えず関係する政府主管部門との確認を兼ねた意見交換を行っております。

弁護士が国家工商行政総局、上海市工商行政管理局等の政府主管部門との更なる確認によれば、現在、会社制度を採用する外商投資企業の分支機構の設立の件に関しては、工商行政管理部門内部でも未だ意見を交換し調整のうままとめている段階にあります。弁護士による最新の確認状況を、以下の通り簡潔にご報告申し上げます。

- I 2006年1月1日より、各レベルの工商行政管理局は、会社制度を採用している外商投資企業（即ち、外商投資による会社であり、保税区内の会社制度を採用する外商投資企業を含み、以下同じです）が申請する非経営的分支機構設立の登記登録の受理を停止しました。会社制度を採用している外商投資企業がすでに設立した非経営的分支機構に対し、各レベルの工商行政管理部門は、新たな変化に対応し、工商登記を次々と片付け、廃止することになると思われます。
- I 会社制度を採用している外商投資企業の非経営的分支機構が今後において法律で禁止されることになるのか、それとも工商登記が不要となってそのまま存続できるのかどうか、工商行政管理部門内部でも未だに見解の相違があります。現時点での見解の相違とは、1つは、会社制度を採用している企業が非経営的分支機構を設立する場合、経営活動に従事しなければ、通常は禁止せずに、工商登記も不要であるというものであり、もう1つは、会社制度を採用する外商投資企業が非経営的分支機構を設立する場合、法的な根拠がないため、工商登記の手續の如何にかかわらず、新たな設立を一律に認めないというものです。

弁護士は、上述の見解の相違は、現時点においては一部の主管役人の個人的な見解を代表するだけで、工商行政管理部門では未だ統一した規範的操作根拠ができあがっていないものと考えます。

I 同时，律师从国家工商行政管理总局和上海市工商行政管理局了解到，为了适应 2005 年底新修订的《中华人民共和国公司法》和《中华人民共和国公司登记管理条例》，工商行政管理部门目前正在抓紧制定公司登记管理方面的配套规定，该配套规定可能会对上述问题作出明确说明。据悉，该配套规定可能近期内很快就会出台。

I 公司制外商投资企业根据《中华人民共和国公司法》、《中华人民共和国公司登记管理条例》以及“三资企业法”及其实施细则等规定设立，而 2005 年底新修订的《中华人民共和国公司法》和《中华人民共和国公司登记管理条例》没有明确有关非经营性分支机构等方面的问题。因此，相关主管官员表示，发布《国家工商行政管理总局关于修改部分外商投资企业登记书式的通知》【工商外企字（2005）第 213 号】、以及可能于近期内出台的关于公司登记管理方面的配套规定，是为了与 2005 年底新修订的《中华人民共和国公司法》和《中华人民共和国公司登记管理条例》等上位法相适应。

I また、弁護士が、国家工商行政管理総局と上海市工商行政管理局から入手した情報によれば、2005 年末に改正された「中華人民共和國会社法」と「中華人民共和國会社登記管理条例」に適應できるよう、工商行政管理部門は現在、会社登記管理方面での関連規定の制定を急いでおり、この関連規定が上述した問題点について明確な説明を行うものと思われる。聞くところでは、この関連規定は近日中に公布されるということです。

I 会社制度を採用する外商投資企業を「中華人民共和國会社法」、「中華人民共和國会社登記管理条例」及び「外資系（三資）企業法」とその実施細則等の規定に基づき設立したとしても、2005 年末に改正された「中華人民共和國会社法」と「中華人民共和國会社登記管理条例」では非經營的の分支機構等の方面での問題を明確化していません。したがって、關係主管役人の話では、「国家工商行政管理局による外商投資企業の登記書式の一部を改定することについての通知」【工商外企字（2005）第 213 号】及び近日中に公布されるであろう会社登記管理方面での管理規定を公布する目的は、2005 年末に改正された「中華人民共和國会社法」と「中華人民共和國会社登記管理条例」等の上位法に相適應させるためだとのことでした。

附：相关法律条文

è 《中华人民共和国公司法（2005 年修订）》中关于分公司的部分条款如下：

第14条 公司可以设立分公司。设立分公司，应当向公司登记机关申请登记，领取营业执照。分公司不具有法人资格，其民事责任由公司承担。

第 211 条 未依法登记为有限责任公司或者股份有限公司，而冒用有限责任公司或者股份有限公司名义的，或者未依法登记为有限责任公司的分公司或者股份有限公司的分公司，而冒用有限责任公司或者股份有限公司的分公司名义的，由公司登记机关责令改正或者予以取缔，可以并处十万元以下的罚款。

添付：關係する法律条文

è 以下、「中華人民共和國会社法（2005 年改正）」における分公司についての条文の一部です。

第15条 会社は分公司を設立することができる。分公司を設立する場合、会社登記機関に登記の申請を行い、營業許可証を受領しなければならない。分公司は法人資格をもち、その民事責任は会社が負う。

第 211 条 有限責任公司又は股份有限公司としての適法な登記を行わずに有限責任公司又は股份有限公司の名義を偽って使用したり、或いは有限責任公司又は股份有限公司の分公司としての適法な登記を行わずに有限責任公司又は股份有限公司の分公司の名義を偽って使用した場

合、会社登記機関は是正を命じるか或いは取り締まり、10 万元以下の罰金を併科できる。

è 《中华人民共和国公司登记管理条例（2005 年修订）》中关于分公司的部分条款如下：

**第36条** 公司登记事项变更涉及分公司登记事项变更的，应当自公司变更登记之日起 30 日内申请分公司变更登记。

**第七章** 分公司的登记(第 51 条～第 58 条，具体条文略)

兹作如上简要介绍。对于外商投资企业设立分支机构事宜，律师还将继续与相关政府主管部门保持沟通，及时将相关信息提供给客户们。如果有任何疑问和需要进一步分析、调查之处等，请与我们联系，谢谢。

è 以下、「中華人民共和國会社登記管理条例（2005 年改正）」における分公司についての条文の一部です。

**第37条** 会社の登記事項の変更が分公司の登記事項の変更に関連してくる場合、会社の変更登記の日から 30 日以内に分公司の登記変更を申請しなければならない。

**第七章** 分公司の登記(第 51 条～第 58 条まで、具体的条文は略します)

以上簡潔なご紹介をさせていただきます。外商投資企業の分支機構設立の件につきましては、弁護士は引き続き関係政府主管部門との連絡を保ち、関係する情報を遅滞なく皆様にご提供いたします。何かご質問や、更に詳細な分析、調査が必要な箇所等ございましたら、ご連絡いただけますようお願い申し上げます。